## JAS制度のあり方検討会 中間取りまとめ のポイント

~ 食の安全・安心に資する21世紀のJAS制度を目指して~

- 現 状 -

- 展開方向 -

1. JAS規格(任意)のあり方 ~消費者ニーズに対応したJAS規格の制定~

JAS規格・マークが示す内容が不明確



個々のJAS規格について、 製品の特色を明確化した「特色規格」か、 取引の合理化等の観点から標準と なる定義・品質を示した「標準規格」 かを明らかにした上で、制定・見直し

JAS規格の内容は、「成分」や「生産」に関する基準に限定 「表示」のみに関する基準を内容と したJAS規格は認められない



「生産」のみならず「流通」に関する基準もJAS規格に取り込む 表示内容が正しいことを認証できるよう「表示」のみに関する基準をJAS規格に取り込む 2. JAS規格の認証のあり方 ~ 行政改革の流れに対応した信頼される認証制度の整備~

登録認定機関が、大臣の代行として製造業者等を認定



大臣の代行ではない「民間機関」と して製品のJAS規格適合性を認証

登録認定機関に対する国の関与は事 前チェックが中心(事前の厳格な認可 による違反防止)



事後チェック体制を整備(事前の届出+違反時における厳格な事後的処分)

認定を受けない一般事業者の製品の 格付も製品検査のみで可能



事業者認定を通じた製品認証制度 に原則として一本化し、問題発生時 に事業者の責任を問いうる仕組みへ

外国の認定機関の登録は、当該国と我が国との間の制度同等性の合意が要件



国際基準により登録審査を行い、制度同等性の要件は廃止

3. 品質表示基準(義務)のあり方 ~ わかりやすく信頼される表示制度の充実~

品目横断的な表示ルールに加え、特定の食品のみ厳格な名称規制を含む 個別の表示ルールが存在



個別品目の表示ルールは、品目横断的な表示ルールに整理統合を検討必要な場合には個別品目の厳格な名称規制に代え、「標準」としてのJAS規格で名称を規定

食品に物理的に貼付する文字として の表示が規制の中心



インターネット販売等に対応した 新たな表示形態も規制の対象に

表示の根拠書類保持は不要



表示の根拠書類保持を品質表示基準により義務付け